

一、工場法選反演發運動の件
實行方法
イ、テレ抄解け、ボスター、ビラ
演説會を行ひ猛運動を起す
ロ、關東同盟大會、總同盟大會に
提出する——決定——

一、勞働組合運動要領監査官糾願の
件
前鐵工所爭議に於ける監査官の
異議を陳述し右實行方法として
イ、大會の決議を以つて審議監
内務大臣に要求する
ロ、府會議員の活動を促す
委員熊本外歎名——決定——

一、支那所有の基金を本部に集中
の件
——否決——

一、關東同盟内有給官傳部員に關
する件
未組織獲得のため行ふ、組合員
一人月五圓——可決——

一、完全なる勞働組合運営權並に
反對運動権を賦する件 熊本
我々の國組織、罷業權を確保す
る法案の制定を要求する
一、是れに反対する資本家の一
に對しては凡ゆ全手段を以つて
抗争する

二、【決議】
政府は、勞働組合法制定にあた
り、之が反對若しくは改めさせん
とする資本家諸段及他の反對運
動の一切を排し、產業の如何とを
不問、金儲得者の権利無視、罷業權を
確保し、之を妨害する資本家を嚴
罰に處する事を誓約する。勞働
組合法の即時制定を要求す

【運動方針】
一、關係大臣を訪問當局の猛省を
口、反對資本家に一々會見して反
省を促す事
ハ、關東同盟大會、及總同盟全國
大會に趣議して議會開會中に示
威運動を各地に擧行する事
——決
定——

一、豫算委員會報告 小松原

一、法規委員會報告 天野
修正點ナシ——承認——

一、役員選舉報告 熊澤
△組合員 内田勝七
△主事 原虎一
△執行委員 小川常三郎、熊本虎藏、坪井守
三郎、山下鶴松、王野義男、齊
藤鶴、成山三郎、田中芳太郎、
會計監査、資田泰雄外名

交通費 百分の六
通信費 百分の三
什器等 百分の二
宣傳費 百分の四
爭議費 百分の十
出張費 百分の二
教育費 百分の三
政治費 人件費 百分の六十五
雜費 百分の二——決定——